

秋田県営繕工事における入札時積算数量書活用方式試行要領

(目的)

第1条 入札時積算数量書活用方式は、秋田県が発注する営繕工事の請負契約締結後における積算数量に関する協議の円滑化に資するため、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うこととする方式である。

(用語の定義)

- 第2条 この要領において「数量基準」とは、秋田県営繕工事積算基準 4(3)に定める「公共建築数量積算基準」及び「公共建築設備数量積算基準」をいう。
- 2 この要領において「積算数量」とは、工事費を算出するために必要となる数量について、数量基準に基づき発注者が算出した数量をいう。
- 3 この要領において「入札時積算数量書」とは、発注者が入札時において積算数量として、秋田県営繕工事積算基準第3に定める「公共建築工事内訳書標準書式」に基づき作成した種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳の名称、数量及び単位を取りまとめて示す書面（電磁的記録に記録されたものを含む。）をいう。
- 4 この要領において「見積内訳明細書」とは、「入札時における見積内訳明細書の取扱要領」（平成27年3月2日建政-1900）及び「営繕工事の入札時における見積内訳明細書の様式について」（平成27年6月1日適用）に基づき、第1回の入札において入札参加者から提出される見積内訳明細書をいう。

(対象工事)

第3条 原則として、秋田県建設部及び関係地方機関において、令和2年4月1日以降に入札公告等を行う営繕工事のうち、予定価格が4千万円以上の建築一式工事等建築が主体となる工事及び予定価格が1千5百万円以上の電気設備工事又は機械設備工事等設備が主体となる工事工事に適用する。

ただし、設計・施工一括発注方式により入札公告等を行う営繕工事は除く。

(対象工事である旨の明示等)

- 第4条 本方式の対象工事である旨の明示は、次に掲げる契約方式ごとに、それぞれ次に掲げる書面（以下「入札説明書等」という。）への記載（電磁的記録を含む。）により行うものとする。
- (1) 一般競争入札の場合：入札公告及び入札説明書
- (2) 条件付き一般競争入札の場合：入札公告及び発注概要書
- 2 入札説明書等への記載内容は、別記1の記載例によるものとする。
- 3 本方式を適用する工事においては、契約締結後において、入札時に発注者が示した積算数量に疑義が生じたときは、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うこととなることを合意する。このため、工事請負契約書に添付する契約事項（以下単に「契約事項」という。）に別記2に掲げる事項を

記載するものとする。

なお、積算数量に関する協議の結果、請負代金額を変更するときは、契約事項第24条に定めるところによるものとする。

(入札時積算数量書活用方式の実施手続)

第5条 入札時積算数量書の取扱い

入札時積算数量書は、入札説明書等の添付資料として、交付し公開するものとする。

入札時積算数量書に記載された積算数量については、入札時積算数量書に基づく見積明細内訳書の作成や契約締結後における工事の施工を義務付けるものではないが、積算数量に疑義が生じた場合における発注者と受注者との協議は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。

2 入札時積算数量書に対する質問及び回答

入札参加者は、入札時積算数量書に記載された内容について質問することができる。この場合における質問及び回答は、入札説明書等に対する質問として行うものとする。なお、受注者は、当該質問の有無にかかわらず、契約締結後に積算数量に疑義が生じた場合には、積算数量に関する協議を求めることができることに留意するものとする。

3 見積明細内訳書の取扱い

提出された見積明細内訳書は、4②に規定する場合に該当するかどうかを確認する際に用いるものとする。

4 積算数量に関する協議

- ① 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。
- ② 受注者からの請求による①の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する見積明細内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。
- ③ 入札時積算数量書に記載された積算数量に関する協議（発注者が請求する場合を含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除くものとする。
- ④ ③の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

(別記1) 入札説明書等における記載例

1. 入札時積算数量書活用方式の適用

- ① 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく見積明細内訳書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。

- ② 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。
- ③ 受注者からの請求による①の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する見積明細内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。
- ④ ①の協議（発注者が請求する場合も含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。
- ⑤ ①の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

2. 入札説明書等に対する質問

- ① 一般競争入札の入札説明書（入札時積算数量書を含む。）に対する質問がある場合においては、次に掲げるところに従い、書面（様式は自由）により提出するものとする。
 - ・提出期限：調達案件の「入札説明書」設計図書等に対する質問期限
 - ・提出先：調達案件の「入札説明書」担当部局
 - ・提出方法：秋田県電子入札システムにより「入札説明書に対する質問書（様式は自由）」を提出
 - ・回答方法：秋田県電子入札システムにより回答
- ② 条件付き一般競争入札の発注概要書（入札時積算数量書を含む。）に対する質問がある場合においては、次に掲げるところに従い、書面により提出するものとする。
 - ・提出期限：調達案件の「発注概要書」設計図書等に対する質問期限
 - ・提出先：調達案件の「発注概要書」入札に関する事項 問い合わせ先
 - ・提出方法：秋田県電子入札システムにより「発注概要書に対する質問書（様式は自由）」を提出
 - ・回答方法：秋田県電子入札システムにより回答

3. 見積明細内訳書の提出

- ① 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した見積明細内訳書の提出を求める。なお、秋田県公共事業電子入札運用基準第8条及び第9条による紙入札を認められた場合は、当該見積明細内訳書を郵送又は持参による提出をするものとする。
- ② 見積明細内訳書の様式は自由であるが、記載内容は、少なくとも入札時積算数量書に掲げる種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳に相当する項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を表示したもの（ただし、商号又は名称、住所及び建設工事の件名を記載すること。）でなければ

ばならない。

③ 見積明細内訳書は、1. ③の確認において用いる。

(別記2) 契約事項における記載例

(入札時積算数量書に疑義が生じた場合における確認の請求等)

第18条の2 受注者は、入札時に発注者が示した入札時積算数量書（一式とされた細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。以下単に「入札時積算数量書」という。）に記載された積算数量に疑義が生じたときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求することができる。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、確認を求めることができないものとする。

2 前項の請求は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する受注者が入札時に提出した見積明細内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

3 監督職員は、第1項の請求を受けたとき又は自ら入札時積算数量書に記載された積算数量に誤謬又は脱漏を発見したときは、直ちに確認を行わなければならない。

4 前項の確認の結果、入札時積算数量書の訂正の必要があると認められるときは、発注者は、受注者と協議して、これを行わなければならない。

5 前項の訂正が行われた場合において、発注者は、請負代金額の変更の必要があると認められるときは、第24条に定めるところにより、当該変更を行うものとする。この場合における同条第1項の規定による協議は、訂正された入札時積算数量書に記載された積算数量に基づき行うものとする。

第6条 その他

この要領に定めるものの他必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和2年 4月 1日から施行する。